

筑西広域市町村圏事務組合職員の地域手当の支給に関する規則

平成 28 年 3 月 25 日

規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（昭和 48 年条例第 3 号。以下「給与条例」という。）第 11 条第 1 項及び第 3 項並びに第 21 条の規定に基づき、地域手当の支給に関し、別に定めがあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(給与条例第 11 条の規定による地域手当)

第 2 条 給与条例第 11 条第 1 項前段の組合規則で定める地域は、別表に掲げる地域とする。

第 3 条 給与条例第 11 条第 3 項の地域手当の級地は、別表に定めるとおりとする。

(端数計算)

第 4 条 給与条例第 11 条第 2 項の規定による地域手当の月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。給与条例第 16 条、第 19 条第 4 項及び第 5 項並びに第 20 条第 3 項に規定する地域手当の月額に 1 円未満の端数があるときも、同様とする。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか地域手当に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(給与条例附則第 7 項の規定により地域手当の額から減ずる額に関する端数計算)

2 給与条例附則第 7 項第 2 号から第 4 号まで及び第 9 項第 2 号に規定する地域手当の月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。

別表（第 2 条、第 3 条関係）

都道府県	支給地域	級地
茨城県	筑西広域圏	7 級地